津市の障がい福祉

平成30年４月１日発行
障がい福祉課
☎229-3157　FAX229-3334

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人などに、市が行っている障がい福祉サービスや自立支援医療についてお知らせします。これらを利用するには、あらかじめ申請が必要です。

市が実施している障がい福祉サービス

交通サービス

津市視覚障害者タクシー料金助成事業

対　象　市内に住所がある20歳以上の在宅の人で、身体障害者手帳の等級が視覚障がい１級の所得税非課税の人

助成額　１カ月につき700円の乗車券４枚を申請月から助成

※毎年申請する必要があります。津市障害者等交通サービス支援事業と同時に利用することはできません。

津市障害者等交通サービス支援事業

対　象　市内に住所があり、通院･通学のためにタクシーや自家用車、公共交通機関を月１回以上利用する人で、次のいずれかに該当する所得税非課税の人　※障がい児は保護者が所得税非課税の人

- 身体障害者手帳１級または２級
- 療育手帳Ａ１(最重度)またはＡ２(重度)
- 精神障害者保健福祉手帳１級または２級

対象にならない場合

- 上記のいずれかに該当しなくなったとき
- 所得税が課税されたとき
- 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れたとき
- 入院または施設に入所したとき

助成額　通院･通学１回につき1,000円(１カ月４回まで)

※津市視覚障害者タクシー料金助成事業と同時には利用できません。

その他のサービス

視覚に障がいのある人のためのサービス

声の広報　18歳以上で、身体障害者手帳の障がいの程度が視覚障がい１級～４級の人を対象に、「広報津」「つ市議会だより」「つ社協だより」「暮らしの情報」をCDに収録して郵送します。

自立歩行生活訓練事業　重度の視覚障がいがある人の自立生活に向けた、白杖(はくじょう)歩行や点字などの訓練を行います。

津市重度障害者等紙おむつ等購入費助成事業

対　象　医師の意見書で常時紙おむつ等の使用が必要と認められる、市内に住所のある３歳以上65歳未満の重度障がいのある在宅の人で、次のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳の肢体不自由の障がい程度が１級または２級
- 療育手帳Ａ１(最重度)またはＡ２(重度)
- 精神障害者保健福祉手帳１級

対象にならない場合

- 入院・入所している人
- 市民税の所得割が46万円以上の世帯
- 生活保護を受けている人
- 日常生活用具給付事業で、すでにストーマ用具、紙おむつの給付を受けている人

助成額　市民税非課税世帯は１カ月5,000円まで、市民税課税世帯は１カ月4,500円まで

障がい児等生活支援ファイル「はっぴぃのーと」

障がいがある子どもや発育・発達に心配なことがある子どもの成長の記録ができる冊子です。無料で配布していますので、詳しくはお問い合わせください。

対　象　市内に在住・在学で18歳以下の障がいがある子どもや発育・発達に心配なことがある子どもの保護者で、利用を希望する人

津市障がい者相談支援センター(津センターパレス３階)

障がい福祉に関する各種制度やサービスの利用をお手伝いします。障がい者手帳のない人も利用できますので、お気軽にご相談ください。詳しくは津市障がい者相談支援センター(☎272-4554)へお問い合わせください。

相談時間　月～金曜日９時～17時(祝･休日、年末年始を除く)

津市障がい者虐待防止センター(津センターパレス3階)

家庭や職場、施設などで障がいのある人への虐待行為を見たり聞いたりしたら、電話またはファクスで津市障がい者虐待防止センター(☎264-7002、FAX229-1382、津市障がい者相談支援センター内)へ通報してください。通報者の秘密は守ります。